（個人特定事項に代わる事項を記載した書面の様式・法第四十六条等）

**第二十四条**　法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定により送達する書面には、法第四十六条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

［削る］

（期日の呼出し・法第三十条）

**第二十五条**　法第三十条第一項の呼出しがされたときは、裁判所書記官は、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならない。

（催告）

**第二十六条**　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（呼出状の公示送達・法第三十一条）

**第二十七条**　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（審理期日における手続・法第三十五条）

**第二十八条**　裁判所は、最初の審理期日（法第三十五条第一項に規定する審理期日をいう。以下この条において同じ。）において、同条第四項の規定による刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、請求の趣旨に対する答弁及び申立書に記載された事実に対する認否並びに申立人の主張の補充を聴くものとする。

2　裁判所は、審理期日を開いたときは、当該審理期日において審理を終結する場合又は当該審理期日において法第四十三条第一項若しくは第二項第二号の規定により損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をする場合を除き、次回の審理期日を指定し、当該審理期日に行う手続及び当該審理期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとする。

（主張書面の提出の方法等）

**第二十九条**　当事者は、その主張を記載した書面（第四項及び第三十六条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［2　略］

3　当事者は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第一項の申出をするには、これと同時に、当該申出に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を記録した記録媒体二個（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた数）を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

（個人特定事項に代わる事項を記載した書面の様式・法第四十二条等）

**第二十三条**　法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定により送達する書面には、法第四十二条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（審理期日の呼出し・法第三十一条）

**第二十四条**　審理期日（法第三十一条第一項に規定する審理期日をいう。以下同じ。）の呼出しは、相当と認める方法によることができる。

2　前項の呼出しがされたときは、裁判所書記官は、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならない。

［新設］

［新設］

（審理期日における手続・法第三十一条）

**第二十五条**　裁判所は、最初の審理期日において、法第三十一条第四項の規定による刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、請求の趣旨に対する答弁及び申立書に記載された事実に対する認否並びに申立人の主張の補充を聴くものとする。

2　裁判所は、審理期日を開いたときは、当該審理期日において審理を終結する場合又は当該審理期日において法第三十九条第一項若しくは第二項第二号の規定により損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をする場合を除き、次回の審理期日を指定し、当該審理期日に行う手続及び当該審理期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとする。

（主張書面の提出の方法等）

**第二十六条**　当事者は、その主張を記載した書面（第二十八条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［2　同上］

［新設］